別表六の二（十二）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

別表六の一一(十三)の表中

当期分の特別控除額 (9)－(10)	当期税額控除額 (9)－(10)

に、

当期分の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)

に、

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十）「19の②」）	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「23の②」）
当期分の特別控除額の合計額 (26)－(27)	当期税額控除額の合計額 (26)－(27)

に、

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「33の②」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十一）付表「33の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「34の②」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十一）付表「34の②」）

を

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「24の②」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十一）付表「24の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十）付表「25の②」）	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（二十一）付表「25の②」）

に、

当期分の特別控除額の合計額 (33)－(36)	当期繰越税額控除額の合計額 (33)－(36)

に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の６」を「第68条の15の７」に、「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十一）付表」を「別表六の二（二十一）又は別表六の二（二十一）付表」に改める。

別表六の一一(十四)の表中

((1) ≧ (2) の場合) 又は ((1) ≧ (4) の場合) ((1)－(2)) 又は ((1)－(4))	(1)≧(4)の場合 (1)－(4)
((1) ＜ (2) の場合) 又は ((1) ＜ (4) の場合) ((2)－(1)) 又は ((4)－(1))	(1)＜(4)の場合 (4)－(1)

に、

適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 （各連結法人の(2)又は(4)の合計）	適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日における雇用者の数の合計 （各連結法人の(2)又は(4)の合計）

を